

平成27年度兵庫県違反建築防止週間実施概要

1 目的

本週間は、「兵庫県建築物安全安心実施計画」の理念の下、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く県民の理解と認識を深めて、違反建築物の是正及びその発生予防を図るとともに、建築基準法が定める建築のための諸手続の徹底を図るための取組みを実施することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

2 期間等

平成27年10月15日(木)から21日(水)までを違反建築防止週間とする。

このうち、10月19日(月)を県下一斉パトロール日とし、重点的に建築パトロールを実施する。

3 実施主体

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、各県民局及び県民センター土木事務所建築基準法担当課、特定行政庁12市建築主務部局

※特定行政庁12市… 神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市

4 重点事項

- (1) 完了検査受検を徹底するための啓発、完了検査申請の督促及び完了検査未申請建築物の点検
- (2) 中間検査受検の徹底や、適切な工事監理が行われるための啓発、指導
- (3) 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する懲戒・監督処分制度の広報、その活用 等

5 実施内容

- (1) 違反建築防止週間の周知・啓発
 - ① 本週間の気運をより一層高めるため、ポスターの掲示等により県民、事業者等に啓発する。
 - ② 建築関係団体等にも本週間に係る協力を呼びかけ、違反建築物の発生予防等を図る。
- (2) 建築基準法及び建築士法に係る手続き、制度等の周知・啓発
 - ① 法令の目的・規制内容、建築のための諸手続き等を記載したパンフレットを配布し、違反建築行為を行うことの不利益等を周知徹底する。

- ② 完了検査の手続きを周知し、工事完了予定年月日を経過した建築物等について完了検査申請を督促する等、完了検査制度の徹底を図る。
- ③ 中間検査制度について、制度の趣旨及び手続きについての周知を行う。
- ④ 確認申請時に工事監理者が未選定である建築主に対し、信頼できる工事監理者の選定が違反建築物や欠陥建築物の発生を防止し、建築主の利益を守ることになること等を教示する。

(3) 建築パトロールの実施（神戸及び阪神南県民センターを除く）

① 日 時 平成27年10月19日(月)を重点に、10月15日(木)から21日(水)までの間

② 重点事項

- ・工事完了予定日を経過している建築物で、完了検査申請がされていないものの調査を重点的に行う。
- ・実体規定違反及び工事監理の実施状況等手続き違反について確認し、所要の措置を講じる。

② 協力体制

市町、消防等関係機関とあらかじめ実施計画について打ち合わせを行い、必要に応じて合同パトロールを行う。

④ 対象地域及び物件

工事完了予定日を経過している建築物で完了検査申請がされていないもの等の点検を行う。

(4) 追跡調査

建築パトロール等により摘発した違反建築物については、速やかに追跡調査を行い、措置する。

この際、摘発した違反建築物に関与した建築士及び建築士事務所については、今年度の立入指導の対象とともに、当該違反行為の軽重、行為が社会等に与えた影響等を総合的に考慮しつつ、建築士法に基づく懲戒処分及び監督処分の検討を行う。